

## 県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県立学校におけるいじめなど生徒指導上の諸問題（以下、「いじめ等」という。）について、学校が把握した事象の内容や行った指導・支援の内容及びその結果を個別の児童生徒ごとに記録する「個人別生活カード」の運用に関し必要な事項を定めることにより、各校においていじめ等に関する記録を整備・活用し、校内における情報共有を図るとともに、いじめ等を早期に発見し組織的・継続的な対応を進めることができる体制を確立することを目的とする。

### (様式)

第2条 個人別生活カードは、別に示す様式によるものとする。ただし、校長は、必要に応じて、個人別生活カードの様式を変更することができる。

### (記録)

第3条 当該児童生徒の担任または副担任、その他当該児童生徒の学年担当教員（以下、「担任等」という。）は、当該児童生徒がいじめを受けていると思われるときその他必要なときは、速やかに、前条に規定する個人別生活カードに、学校が把握した事象の内容等を記録するものとする。

### (報告等)

第4条 担任等は、前条の規定により記録を行ったときは、速やかに、その内容を当該学年主任等に報告するとともに、記録内容がいじめやいじめと疑われる行為に該当する場合は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」にあわせて報告するものとする。

2 校長及び教頭は、適宜、個人別生活カードに記載された内容を確認しなければならない。

### (保管及び保存等)

第5条 作成した個人別生活カードは、校長の責任において、適切に保管しなければならない。

2 個人別生活カードの保存期間は、当該児童生徒が卒業、退学及び転学した日から3年を経過するまでとし、その後、速やかに廃棄するものとする。

### (個人情報の取扱い及び開示等)

第6条 個人別生活カードに記録された個人情報の取扱い及び開示等については、「奈良県個人情報保護条例」によるものとする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、個人別生活カードの運用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### (試行的運用)

第2条 個人別生活カードの円滑な運用を図るため、平成25年12月1日からこの要綱が施行する日の前日までの間、この要綱に基づく試行的な運用を行い、その運用状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

